

9-3
2-57

1. 啓蒙宣伝費は如何

今回の市町村教育委員会設置のための準備費六八〇万円のうち、啓蒙宣伝費は約三〇〇万円、ポスターは有権者三〇〇人当り一枚、壁新聞は有権者一〇〇人当り一枚、リーフレットは有権者二〇人当り一枚の割合で予算をとって準備し、出来次第現物を流します(九月十五日頃到着予定)。

2. 設置費は如何

市町村教育委員会の設置費については、地方財政平衡交付金においてみるように、目下、その財政需要額について、自治庁と連絡しておるとともに、大蔵省と接衝中であります。

3. 地方教育委員会はとりあえず設置して逆さ校会において、委員会を諮問機関にするという動きを聞くが文部省の態度如何

とにかく、現行法が断行されたのである。各市町村に任期四年と任期二年の教育委員をもつて組織される教育委員会が設置されるのであるから、これらの教育

委員会を一挙に廃止したりその性格を根本的に改めるような改正はできないと思うし、又やるべきでもないと思う。しなながら、その運営の果敢にかんがみ多少の改革を行わなければならないこともあろうかと考へる。

4. 協議会で教員人事をやつ場合、選挙権は誰が行使するか。

協議会、規約で事務の管理及び執行の方法は定めることになるから、選挙権を行使する者を協議会、担任する事務に従事する職員の中から選任しておくことが望ましい。

5. 教育事務について協議会を設置するとともに、併せて教育委員会にのみ認められるか。

教育事務についての協議会を設置するものであるから、教育委員会が併せて認められる。

相良

- 6. 県・市町村の各教育委員会内において事務の委託はできるか。
- 地方自治法オ二百五十二条の十四の規定により、普通地方公共団体間における委託であるから可能である。

7. 教育長は専任のみを認めようか。

「教育長は、法律上専任のみに限られることはないのであるが本来教育長は、教育委員会制度の一つの大きな特色であり、教育委員会の最も補助機関として教育委員会の処理するすべての事務をつかさどるものであるから専任であることが望ましい。又専任でなければ、充分な教育行政の執行は、困難であると考える。

8. 郡単位に教育長を共同設置することはできるか。又各町村の教育委員会には事務局をおかず、郡単位に事務局を設置することはできるか。

「郡単位に、教育長を共同設置することは、法律上は、不可能ではないが、教

育長の教育委員会制度における性格上、共同に設置することは、さける方がよい。又事務局の共同設置の意味が不明であるが、事務局を構成する職員を各教育委員会におかず、共同設置することであるならば、法律上はともかくとして、教育委員会の運営上、不可能であると考えらる。

9. 教育長を得られないときは、どうするか。

「本年十一月一日は、教育委員会法により、横すべりによる教育長がひきこわしであるが、本年三月三十一日以後は、教員免許法による免許状を有する者を教育長に任命しなげらるる。目下教育長の養成計画も鋭意研究し、実施するつもりである。

組合方式をすすめることはいけなからい。

次のような理由から余りおすすめてきない。

一は、組合の組織、運営にかなりの困難があると考えられることである。即ち、現行法の枠において、個々の町村に教育委員会を置かないようにするためには、個々の町村に教育事務を残さないように教育事務の全部についての一部事務組合をつくり、その一部事務組合に教育委員会を設けなければならぬ。この場合

(1) いかなる範囲の町村が組合を構成するか。

(2) 教育委員の選挙告示の前までに(この短期間に)関係町村の長と議会の意志が完全に一致するかどうか。

(3) 関係市町村から組合へ教育財産や建造物の引継が円滑に行われるかどうか。

(4) 学校建築や社会教育に関する事務が、個々の町村と無関係な組合の教育委員会に引き渡して運営できるかどうか、困難が予想されるのである。

二つには、現在各町村によって一応行われている、就学事務、学校建築、社会教育等

の教育事務を、すべて組合の教育委員会に吸収してしまうと、個々の町村には今後どのような機能を全然営ませなくするのであるが、それで教育行政の運営が果して旨く行くかどうか疑問である。

三つには、今回の地方自治法の改正によつて広域行政を必要とする、教員員の人事や指導の事務は協議会、機関の共同設置、委託等の方式による共同処理も考えられるのである。このような点も考慮して、個々の町村には手を加えず、事務処理に工夫を加えることによつて問題を解決できると考え、あえて困難を予想される組合方式を無理にとる必要もないと考える。

教育委員会法が三条の組合に市が加入できるか。

教育委員会法が三條但書は町村が、教育事務の全部を共同処理するため一部事務組合を設けて、そこに教育委員会を置くことができることを規定したもので自治法が二八四条の特例を規定したものであり、この一部事務組合には市は加入できない。

学校組合に教育委員会を置かないでもよいか。

学校組合(例、中学校の維持運営の一部事務組合)は、地方自治法が二八七条の規定により、その組合の規約で執行機関の組織及び運営の方法を定めることとなるので、

学校組合に教育委員会法に規定する公選による教育委員会を置かなくてもいい、わけである。しかし学校組合の教育事務を管理する機関はその組織及び選任の方法を除けば地方自治法が九二条の規定により教育委員会法の規定が準用されるので、教育委員会の機能も執行機関は組合に置かれなければならない。

組合を作り、教育委員会を設けた場合に、構成市町村の財産は組合に移管しなければならぬか。

法律的には絶対に移管しなければならないとは云えない。しかし移管しない場合には例せば次に掲げるような支障がおこる。

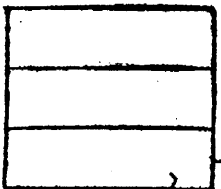
い、同々の町村から見れば学校の施設は、教育用財産でなく、単なる町村の財産としかたずかない。したがって学校施設に対する六、三はどういふ町村の財産には配付できない。また、組合の側から見れば学校ではあつても借物に過ぎないから、それに対して六、三補助金の配分はできない。

い、組合がそのような学校の増築等を行った場合にその部分の財産は組合のものか、町の町村のものか所有の帰属が不明になる。

一部事務組合に対する六、三補助、平衡交付金の措置はどうなるか。

六、三補助は一部事務組合に対して交付され、地方財政平衡交付金は組合を構成する町村に対して交付される。(地方財政平衡交付金法が二条が一号、が二号)

一部事務組合の組織と機能



選挙券

教育委員会を設置しなければ、混乱が起るといふが、どのような混乱が起るか。

答 市町村における教育事務を執行するが、職務を執行することができな

い。例えば学校の管理ができなくなり、教員の任命、免職、懲戒、転任等一切の身分上の処分が行えなくなる。

2 日教組が教育委員会選上斗争をやるといふが、このような行為を法律上取締ることができるか。

答 職員の具体的行為について考へる必要があるが、個々の場合に依りて地方公務員法中二十九条あるいは三十六条に該当することもある。

3 支部長は市町村ごとに教育委員会を設置することを方針として掲げているが、何故に一部事務組合方式による教育委員会の設置をされたか。

答 一部事務組合方式による場合、九月二十五日までに組合を設置し、組合の選挙管理委員会を選挙の告示と行われなければならないので、時日的に困難である。また一部事務組合の設立にあつては、学校その他の財産、貴重物の組合への移管を必要とする等、市町村の意見が完全に一致するところが必ずあり、設立についての組合の困難が予想されるし、設立後の運営を考へても、その円滑は、有るか否か望み難いと思われるからである。

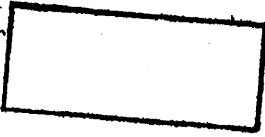
4 役場事務組合を設置しての場合には、個人の構成が村に教育委員会を置くべきか、組合に置くべきか。

答 組合に置くことになる。

二 選挙

1 町村の選挙管理委員会が選挙の告示をしなければならないが、この場合において、町村の選挙に告示せしめる方法は何か。選挙の委員に罰則の適用はどうか。

答 選挙は、公選法三十三條六項の規定により、選挙期日の告示をしなければならないのであつて、かかる事態はありえないものと考へるか、万一かかることが予想される場合は、地方自治百八十六條二項の規定により、都道府県の選挙は、町村の選挙に対し、告示すべきことを指示し、なお、且つ公選法の定める期日と告示しなくては、都道府県の選挙が、町村の選挙に代つて、告示することは、勿論の能であり、有んとも方法は無い。なお、告示しなかつた場合は、町村の選挙の委員には、公選法二百二十一条の罰則の適用が、~~無効~~ものとして考へられる。これは選挙の当然の義務であり、この義務を怠ることは法の全く予想しないところである。



乙 九月二十五日から十一月一日までの間に町村合併を行わうとしている町村とあつては、ちてえ選挙の告示をし選挙を行つて教育委員会を設置しえらうことになる。このような町村では選挙を行わなくてもいいか。

答 まづ、かかる場合は、選挙を行わなければならない。しるしのような場合には、町村合併を告示（九月二十五日）かにしてもらう。

丙 告示はしたか、立候補者がなればどうするか。

答 公取選挙法百九条で、再選挙となる。

丁 十一月一日以後に決まらば設置される町村の教育委員会の選挙は、いつ行われるべきか。

答 現行の教育委員会法に規定が不備であるが、議員の場合に於いては行政例規があるから、その例にならざるべし。一 補欠選挙の例により、五十日以内に、四年と二年委員の選挙を合併して行うことにする。もちろん十月五日の選挙期日を揃えることは不要である。

三 選挙後

1 教育委員会は、本年十一月一日に成立するか。

答 本年十一月一日に成立する。 ~~すなわち、選挙結果に基づき執行部が~~

乙 町村では教育委員の長がいかに多いか。教育係が教育法に横すべりに来るか。助役が教育係に横すべりできるか。

答 その町村における教育事務の直接の責任者を横すべりさせようとする趣旨であり、現実にはその教育事務の責任者としての助役を教育長に横すべりさせることも可能である。保長は通常の場合、責任者ではないのでない。

丙 人事や給子について、府県教育委員会が町村向の調整をするという方法はありか。

答 改正地方自治法による協議会を設けるとか、果ては定める給子率例中に調整する規定を設けるようにすれば調整も不可能ではない。

併任

参考

○ 都道府県

1. 行政委員会

必置

任命

2. 諮問委員会

必置

任命

公選

必置

任命

○ 五大市

1. 行政委員会

必置

任命

2. 諮問委員会

必置

任命

公選

必置

任命

○ 市

1. 行政委員会

必置

任命

2. 諮問委員会

必置

任命

公選

必置

任命

委員会を必置とする議あり

を要しないとする議あり

○ 町村

1. 行政委員会

必置

任命

2. 諮問委員会

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命

公選

必置

任命



令不三條廃止の既由

此項を以て
ひきつらざるは通途

静岡果協議会
に付し、左の事項

--

- 一 現在の市と他、町村を合併する概運する場合の教委設置方法について

二 教委設置はいつ財源は如何にして行ったらうか

静岡市と平野町を合併し、
是より市制を打ち出すあり
之を如何に推進せむ
財源を
十七億
平衡を期す

三 事務を果は委託する場合委託料は何程なる哉、見込に可
一千万を以て
特別交付金を以て市に交付す

四 町村長又は町村議會議長名を以て候補者の推薦會を開く
ことが出来るか
個人を以て
一定の資格を以て
指定を以て
予を以て

五 推薦協議會に於て、或る特定の人を推薦することに決定し、
交渉委員を挙げて、その特定人に交渉の結果立候補の
承諾を得たとする。
その結果を推薦者一同に通知せんとする。この行為は法定選
挙運動者に非ざるものとして得たる処なりや

選挙運動者でない限り

六 施行令十八條の委員会設置に対する市西村議会の
決議は、今回の場合必要なりや、

今回は必要あり

委員選定も必要あり

七 事務局技術職員に教員を兼ねた場合、給料支給者は
何人か、

必要は四七條

果

八 委員の兼職禁止の範囲を具体的に伺いたい。

教育委員会十條

九 無競争選挙当選の場合、委員の任期は抽籤で決定す
ることと一考よりか、

(最初の四年委員、二年委員の任期)

公道性

一〇 市と村に於て組合立中学校を志している場合如何に
して教育委員を選出するか。

二 一部事務組合と協議会の比較長短を市教示願いたい。

地方公共団体

一 併化

市町村の権限
と持てよう

三 教育長と学校長が兼ねる場合、身分の保障は如何にな

るか。

任期の保障

ぬ委員

地位

二の身分保障

一三 共同設置は如何なる分野を共同で設置することになるか。

教委としての関係

事務局としての関係

自らの制限あり

一四 地教委が設置されることにより従来の縣教委の権限、組織等如何なる面が削減されるか。

教員人事

教育内容の指導

交流

指導的
機能

指導人事の共同設置

一五 各準備のまゝ、選考に入ったので、これが選考費について今回限り何等かの国費補助ありや。

選考費

一六 經常費についても本年度限り特別の国費補助ありや。

一七 人事の交流を円満にするための方策如何

協働会長氏様用

一八 事務局の職員は最少何人を要するか

教育長一人

一九 教育長の適任者がないうときの措置如何

公取兼務の出来る範囲 (委員) (教育長)

二〇 郡教育事務所との連携

支所長

二一 国庫の補助方針と見通し如何

二 町村には大小貧富各種多様あり、人的、賤的、面より
して教育長を得ること下こぶる至難に思ひ小ますか
何小か便法なきや

三、議会の文致委員会とウ同序